

刑事施設出所者の語りから考える出所後の「社会復帰」計画

—当事者のフォーカス・グループ・インタビューをもとに—

○ 国立大学法人島根大学 安高 真弓 (008835)

キーワード3つ：司法福祉、出口支援、更生支援

1. 研究目的

2000年代半ばから厚生労働省と法務省が協働し、高齢、障がいがあつて刑事施設（刑務所、少年刑務所等）から出る人に対して司法と福祉が連携して適切な福祉サービスへと仲介する「出口支援」が進められている。出口支援の広がりとともに、「出口」だけでなく、障がいや高齢などの特別なニーズがある犯罪行為者が刑務所に入る前に社会内での支援が必要であるとする「入口支援」の必要も指摘され、「入口」「出口」両面の支援が手探りで行われている。「入口」「出口」の間である「中」の支援にあたる受刑中には、一般改善指導、特別改善指導として6種類の改善指導が実施されている。しかし、特別改善指導の類型は限られるうえに、受講者数は全受刑者の39%にとどまっている。

刑事施設から出所した人の社会復帰については、「居場所」と「出番」の確保として、住居確保や就労に焦点を当てた取り組みが行われている。しかし、出所後の生活は受刑中に想像するよりもそれらの確保が難しく、再犯に結びついてしまうことも少なくない。さらに、刑務所内の生活では、自分で考えること、自ら判断して自発的に行動する機会が著しく制限されており、出所後の社会復帰について自分の力で考え、自ら判断して行動する能力が損なわれることが指摘されている。そこで、本研究では、受刑者が受刑中から準備できる、出所後の社会復帰計画に関する具体的な内容を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

受刑中からしておいた方がよい出所後の生活準備のために必要な事柄を自ら考えられるようになることは、「中」の支援の充実および出所後の生活再建に寄与するという視点に立ち、本研究では、グッドプラクティス事例を想定して、一定期間刑事施設に再入せずに生活している人を対象としてフォーカス・グループ・インタビュー（以下、FGI）を行った。

インタビューの具体的方法としては、APS（After Prison Support）研究会に参加している受刑経験のある人、またそれらのメンバーの紹介による機縁法で集まった人のうち、研究に同意し、かつ出所後の社会生活が5年以上ある人を対象とした。①自記式の基本属性シートに記入された受刑経験などの情報、②インタビューガイドに沿って聴取した事柄の逐語化データの2点を分析の対象とした。

3. 倫理的配慮

本研究は、島根大学人間科学部人を対象とする研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（No. 220901）。調査協力者に対して、個人情報保護の具体的方法、協力は任意であり協

力を得られない場合も一切の不利益が生じないこと、協力は途中で撤回できることを文書及び口頭で説明した。グループインタビューでは、他の協力者に聴かれたくない事柄、答えにくい質問は無理に回答する必要がないことも重ねて説明した。そのうえで、口頭ならびに文書で同意を得た。データにかかる個人情報はずべてアルファベットによる伏字とし、個人情報保護は厳重に行った。なお、本報告に関して、開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

調査協力者の基本属性は、表1の通りである。7名全員男性であり、出所後5年以上経過している。全員が、現在は就労しており、自分の収入のみで生活している状況である。

調査協力者(スタート時は10名、途中で3名退席)を2グループに分け、FGIを実施した。

表1 インタビュー協力者の基本属性の一部

	年代	婚姻の関係			受刑経験		
		未婚	結婚中	離婚歴	刑務所	少年院	児童自立支援施設
1	40代		1	1	3	1	
2	30代		1	1	1		
3	40代		1		1		
4	30代			1	2	2	
5	30代	1			1		
6	30代		1		1	2	1
7	30代			1	3		

インタビュー時間は、グループごとに①2:57:29、②1:44:30であった。

インタビューでは、①出所直後の精神状態・身体状態の変調、②それらの回復にかかる時間や方法など、③生活を維持するための工夫、④出所後の社会生活を維持する要になった人物との出会いやできごとなど、受刑経験者の生存戦略ともいえる語りがあった。

5. 考察

刑事司法の領域において「社会復帰」は再犯防止とセットで考えられ、「問題解決のかたちとして再犯をしないことに引っ張られがち」(掛川 2020:167)である。しかし、辞書的に「社会復帰」の意味を検討すると、その本質は「生活」と「活動」を支援することであり(安高・相澤 2023)、再犯防止の観点よりもむしろ、出所後の「人生を『生きる』の支援」(森久 2017)に他ならない。出所後の生活を維持する要因は、より具体的でわかりやすい助言やありのままの状況をわかちあえる仲間の存在であるといえよう。

引用文献

- 掛川直之(2020)「犯罪からの社会復帰を問いなおす:地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち」旬報社, 167.
- 安高真弓・相澤育郎(2023)「刑事施設出所後の支援に関する用語についてのレビュー」司法福祉学研究, 23.90-106.
- 森久智江(2017)「犯罪行為者の社会復帰支援」から「人が『生きる』を支える」のために: 障害者権利条約における人権概念と人権価値の転換による示唆」法政研究, 84(3), 191-220.

※本研究は、一般財団法人司法協会の研究助成により実施した。